

香川県広域水道企業団会計規程及び香川県広域水道企業団水道料金等の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年4月1日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第17号

香川県広域水道企業団会計規程及び香川県広域水道企業団水道料金等の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程
(香川県広域水道企業団会計規程の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団会計規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>公金の徴収等の委託</u>)</p> <p>第10条 企業長は、<u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の規定により、企業団の業務に係る公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の一部事務の委託を私人に委託することができる。</u></p> <p>(指定納付受託者による納付)</p> <p>第28条 地方自治法第292条において準用する同法第231条の2の3第1項の規定による指定に係る納付事務について、企業団の収入を納付しようとする者は、同法第292条において準用する同法第231条の2の2の規定により、指定納付受託者に納付を委託することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(<u>公金の徴収又は収納の委託</u>)</p> <p>第10条 企業長は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、<u>企業団の業務に係る公金の徴収又は収納の事務の一部を私人に委託することができる。</u></p> <p>(指定納付受託者による納付)</p> <p>第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第231条の2の3第1項の規定による指定に係る納付事務について、企業団の収入を納付しようとする者は、同法第292条において準用する同法第231条の2の2の規定により、指定納付受託者に納付を委託することができる。</p> <p>2 略</p>

(香川県広域水道企業団水道料金等の徴収事務の委託に関する規程の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団水道料金等の徴収事務の委託に関する規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の規定に基づき、水道料金等の徴収委託に関して必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2及び<u>地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4の規定に基づき、水道料金等の徴収委託に関して必要な事項を定めるものとする。</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。